

## 指名停止措置について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止を行ったので、お知らせ  
します。

平成29年8月3日

沖縄総合事務局

記 者 発 表

沖縄総合事務局記者クラブ

[問い合わせ先]

◎ 沖縄総合事務局総務部 会計課課長補佐 伊計 敬三  
管理第二係 永田 千春  
代表 098-866-0031 (内線 81321, 81324) 直通 098-866-0046

沖縄総合事務局開発建設部 管理課契約管理官 金田 好章  
契約管理係長 下地 公介  
代表 098-866-0031 (内線 2356, 2541) 直通 098-866-1981

◎は本件の主務課です。

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者（住所）

株式会社電通（東京都港区東新橋1丁目8番1号）

### 2. 指名停止措置期間

平成29年8月3日～平成29年9月2日（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

株式会社電通が社員に違法な残業をさせていた事案をめぐり、厚生労働省が労働基準法違反の容疑により東京地方検察庁へ書類送検していたところ、東京地方検察庁は、法人としての同社を略式起訴した。

### 5. 指名停止措置理由

上記業者は、社員に違法な残業をさせ、労働基準法第32条に違反したとして、東京地方検察庁から略式起訴されたことから、沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当するとして、指名停止措置を講ずるものである。

[参考] 指名停止措置要領 別表第2

措置要件
(不正又は不誠実な行為)
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業者に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

※当該「指名停止措置要領」は、当局の発注する物品の購入等についても準用する。